平成２３年（フ）第１８４０号
名古屋市港区港陽３丁目11番４号　ガーデンハイツ港陽202号
債務者　仲間　清一
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９０７号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅３街区２棟404号
債務者　鈴木　和美（旧姓中本）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９１３号
愛知県小牧市大字文津1034番地２
債務者　横井　美樹
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０２号
滋賀県東近江市妙法寺町770番地
債務者　高木喜代一
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４６０号
兵庫県加古川市加古川町木村727番地ベル・アーバニティ加古川Ⅱ―902号
債務者　アーススターこと　西村　俊明
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４６８号
兵庫県高砂市米田町米田113番地の６
債務者　河合　博光
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２７号
和歌山県新宮市王子町３丁目６番18号
債務者　勝本　利昭
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第６４０号
広島市東区戸坂新町２丁目13番23―403号
債務者　谷　　令子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５０号
広島市西区天満町13番１―1109号
債務者　岡部　輝彦
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６９０号
広島市安芸区矢野東４丁目４番22―202号
債務者　田原　実苗（旧姓高水）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７４３号
広島県廿日市市大野中央５丁目７番16号
債務者　林　　信之
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７７０号
広島市安佐北区亀山５丁目38番10―３号
債務者　垰本志保子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５６号
香川県高松市香西南町28番地10
債務者　宮川　航平
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２３０７号
福岡市東区筥松１丁目20番５号
債務者　伴　　武志
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３５３号
福岡県朝倉市荷原1329番地３
債務者　鬼塚　利浩
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９９０号
福岡県春日市須玖南１丁目135番地井上ビル206号
債務者　佐野木和子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０５４号
福岡市早良区四箇田団地７番15号
債務者　ネバーランドこと　矢野　誠司
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０７８号
福岡県大野城市上大利２丁目14番21号パークビューハイツ401号、住民票上の住所福岡県筑紫野市桜台１丁目８番12号
債務者　藤沢　兼次
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部